

議員提出第3号

適格請求書等保存方式の実施延期を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和4年12月16日提出

総務政策委員長 船辺 修

適格請求書等保存方式の実施延期を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大の収束や物価高騰の影響で景気回復がまだ見通せない中、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が実施されようとしている。

インボイス制度では、消費税の仕入税額控除を受けるために、登録事業者の発行する適格請求書が必要となるため、中小企業、個人事業者、農林漁業者などの未登録の事業者は、取引を避けられる可能性がある。

インボイス制度が実施されれば、これまでの免税事業者に新たな事務や消費税の負担を強いることになり、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなる。

また、多くの中小企業をはじめとする経済団体や税理士団体も「中止」「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での制度実施に踏み切ること懸念の声が上がっている。

よって、国においては、コロナ禍と物価高騰によって打撃を受けている中小企業や個人事業者の事業存続と再生のために、インボイス制度の実施延期をされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日

天草市議会議長 中尾 友二

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	松本 剛明 様
財務大臣	鈴木 俊一 様